

緊急事態宣言の延長等に係る基本的対処方針の変更等を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、緊急事態宣言に伴う留意事項等について事務連絡が発出されていますので、お知らせいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 5 日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に伴う
留意事項等について（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と、学生の学修機会の確保の両立にお取り組みいただき、ありがとうございます。

先般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）」（令和 3 年 2 月 3 日付高等教育企画課事務連絡）をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言に関して、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の 10 都府県について緊急事態措置を実施すべき期間が 3 月 7 日までに変更されるなど、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、以下「対処方針」という。）が変更されたことをお知らせしたところです。

このたび、変更された対処方針を踏まえ、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限等に係る留意事項等について周知がありました（「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」（令和 3 年 2 月 4 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）、**別添 1**）。当該事務連絡においては、年度末に向けて行われる行事（卒業式、謝恩会及び卒業旅行）等における感染拡大防止のための留意事項の記載がありますので、各大学等におかれては、この趣旨に十分御留意の上、学生への働きかけ等の必要な対応を講じていただくようお願いします（具体的には、緊急事態宣言の対象区域に所在する大学等にあつては、当該事務連絡 3 頁の 1.（1）③（III）を、

対象区域から除外された都道府県に所在する大学等にあつては、同頁１．（２）を、対象区域外に所在する大学等にあつては、４頁の１．（３）②をそれぞれ御参照ください。

この際、有識者から成る新型コロナウイルス感染症対策分科会においても、年度末に向けて行われる行事に関する感染対策についての提言（令和３年２月２日「緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言」、**別添２**）が行われていますので、申し添えます（具体的には、**別添２**の５頁を御参照ください）。

また、緊急事態宣言の対象区域におけるテレワーク等の取扱いについては、すでにお知らせしているところ（「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について（周知）」（令和３年１月８日付高等教育企画課事務連絡））ですが、対処方針の変更に伴い、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、改めて周知がありました（「テレワーク等の徹底について」（令和３年２月３日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）、**別添３**）ので、併せてお知らせします。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の教職員の出勤については、上記令和３年１月８日付高等教育企画課事務連絡においてお示ししているとおり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等において、大学等の授業については、感染防止と学生の学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することが求められていることを前提として、教職員の健康に配慮しつつ、面接授業と遠隔授業の効果的な実施等により、あくまで可能な範囲で教職員の勤務の工夫を図っていただくなど、適切な御対応をお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省 ０３－５２５３－４１１１（代表）

文部科学省高等教育局高等教育企画課
（内線：２４８２）

特定都道府県等においては、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡
令和3年2月4日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る
留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、留意すべき事項等を示す。概要は別紙1のとおり。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

（1）特定都道府県

①催物の開催制限の目安

基本的対処方針の三（３）２）に基づき、緊急事態宣言発出中の催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物に

については、令和２年９月１１日付け事務連絡１．（２）のとおり取り扱うこと。

なお、催物開催に当たっては、別紙２に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や催物の開催時及び前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

②人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和２年９月１１日付け事務連絡１．（３）のとおり取り扱うこと。

③その他留意事項

（Ⅰ）営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三（３）３）の趣旨を踏まえ、特定都道府県においては、２０時までの営業時間短縮（酒類の提供は１１時から１９時まで）を働きかけることとする。なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。

（Ⅱ）本目安の取扱い

上記の①、②及び③（Ⅰ）について、以下のとおり取り扱うこと。

- 本目安は、本事務連絡が発出された日から、最大４日間の周知期間を経て、その翌日から適用すること。具体的には、チケット販売開始時期等に応じ、次のとおりとすること。

ア 本事務連絡が発出された日までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

本事務連絡が発出された日までに販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは上記①、②及び③（Ⅰ）は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イ 本事務連絡が発出された日までにチケット販売が開始されていない催物

- ・ 上記周知期間内に販売開始されるもの

周知期間内に販売されるチケットは、上記①、②及び③（Ⅰ）は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケッ

トの新規販売を停止すること。

- ・ 上記周知期間後に販売開始されるもの
上記①、②及び③（Ⅰ）によること。

（Ⅲ）年度末に向けて行われる行事等

年度末に向けて人の移動が活発になり、また、卒業式等の行事の開催が見込まれる。こうした行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式は適切な開催のあり方を慎重に判断するよう働きかけること。

飲食につながる謝恩会及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

卒業旅行については、若者が感染に気付かず活発に移動することにより、高齢者等に感染を広げている実情を踏まえ、自粛を働きかけること。

（２）特定都道府県の対象から除外された都道府県

①催物の開催制限の目安等

特定都道府県の対象から除外された都道府県については、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的緩和を検討すること。

また、「１．（１）③その他留意事項（Ⅱ）」を準用すること。

②年度末に向けて行われる行事等

「１．（１）③（Ⅲ）年度末に向けて行われる行事等」を踏まえつつ、感染状況等に応じて、「１．（３）②年度末に向けて行われる行事等」の準用を検討すること。

（３）その他の都道府県

①催物の開催制限の目安等

令和２年１１月１２日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

ステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、それぞれの地域の

感染状況等に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定することに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断すること。

②年度末に向けて行われる行事等

卒業式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。

謝恩会及びこれに類するものについては、飲食を伴わない開催を検討するよう働きかけること。飲食を伴う場合には、令和2年12月11日付け事務連絡「Ⅱ 1. (1) 忘年会・新年会」に記載の工夫を働きかけること。

卒業旅行については、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間、いつもの仲間での行動などを働きかけること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

①特措法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

以下に掲げるものについては、基本的対処方針二①及び②並びに三(3) 3) を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 飲食店（第14号）

原則として、20時までの営業時間の短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請すること。また、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

(イ) 遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店（次の②に示す施設を除く。）

原則として、20時までの営業時間の短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請すること。また、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行うこと。そ

の際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

なお、後記②に示す施設（ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設）に該当する場合は、営業時間要請の対象にしないこと。

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

②①と同様の営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針三（３）３）の趣旨を踏まえ、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、２０時までの営業時間の短縮（酒類の提供は１１時から１９時まで）を働きかけるとともに、業種別ガイドライン等を遵守するよう要請すること。

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第４号）
- 集会場又は公会堂（第５号）
- 展示場（第６号）
- 1000平米を超える物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第７号）
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）（第８号）
- 運動施設、遊技場（第９号）
- 博物館、美術館又は図書館（第１０号）
- 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設（第１１号）
- 1000平米を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く。）（第１２号）

また、劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第４号）、集会場又は公会堂（第５号）、展示場（第６号）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場（第９号）及び博物館、美術館又は図書館（第１０号）については、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけをあわせて行うこと。

２．（１）②について、「１．（１）③その他留意事項（Ⅱ）」を準用すること。

なお、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されることを前提に、施設の使用制限等の要請等を行わないこと。

- 学校（第１号）
- 保育所、介護老人保健施設等（第２号）
- 大学等（第３号）
- 生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるもの）の物品販売業を営む店舗（第７号）
- 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第１１号）
- サービス業を営む店舗のうち、生活必需サービスを営む店舗（第１２号）
- 学習支援業を営む施設（第１３号）

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

（２）特定都道府県の対象から除外された都道府県

①特措法に基づく営業時間の短縮の要請を行う施設

「２．（１）① 特措法に基づく営業時間の短縮の要請を行う施設」については、ステージⅡ相当以下に下がるまで営業時間の短縮の要請を継続すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

② ①と同様の営業時間短縮の働きかけを行う施設

「２．（１）② ①と同様の営業時間短縮の働きかけを行う施設」については、地域の感染状況等に応じ、営業時間の短縮等の働きかけについて、各都道府県知事が適切に判断すること。

（３）その他の都道府県

各都道府県は、令和２年５月２５日付け事務連絡４．（１）、令和２年７月８日付け事務連絡３．、令和２年７月１７日付け事務連絡等に基づき、感染防止策の徹底等、施設管理者への必要な協力要請を実施する

こと。

3. 飲食店等における営業時間短縮の要請等の協力の周知徹底

基本的対処方針二①及び②並びに三（３）３）の趣旨を踏まえ、関係各府省庁におかれては、緊急事態宣言が発出される地域であるか否かにかかわらず、営業時間短縮の要請等がなされた場合には、関係団体からその傘下会員に対して以下のとおりその周知・依頼がなされるよう、関係団体に対して周知されたい。

- ・ 自治体から営業時間短縮の要請等がなされた場合には、その要請に従っていただくこと
- ・ 自治体からの営業時間短縮の実態把握等が行われた場合には、ご協力いただくこと

4. 職場・飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底

職場（公務の職場を含む）等においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「５つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項（別紙３）の確認を促し、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

（基本的な考え方）

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
 - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
 - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する（具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。）。
 - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

＜施設利用関係＞

施設の 種類	施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

＜イベント関係＞

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ）

（その他留意事項）

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行も、自粛を働きかける。

緊急事態措置以外の対応

<施設利用関係>

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

飲食の場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言

～取組の5つのポイント～

- 座席の配置などを工夫し、密にならず、他のお客様との間隔を十分に取っています。
- 対面防止、定期的な換気、仕切り、飲食時以外のマスク徹底、消毒液の設置など、感染防止の基本的な対策を徹底しています。
- 要請された営業時間を守っています。
- “長時間飲食・飲みすぎ” にならないように呼びかけするなど、「感染リスクが高まる『5つの場面』」での工夫を行っています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

職場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言 ～取組の5つのポイント～

- テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

緊急事態宣言下での
対策の徹底・強化についての提言
令和3年2月2日（火）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

【Ⅰ】はじめに

- 1月7日に発出された緊急事態宣言においては、今までの知見を基に、
 - ① 飲食店における営業時間の短縮要請
 - ② 昼夜を問わない不要不急の外出自粛要請
 - ③ テレワークの推進
 - ④ イベントの規制が進められてきた。
- 今回の緊急事態宣言は、昨年4月の緊急事態宣言と異なり、「急所」を押さえた対策に、多くの国民に協力して頂いたおかげで、短期間に効果が上がり、緊急事態宣言の対象である11の地域を含め、全国的に新規報告数が減少傾向を示してきている。
- 地域ごとに見れば、現時点で、既に解除に向けて改善が見られてきている地域もある一方で、感染の水準が未だ高く、医療への過剰な負荷が継続しているため、解除が難しい地域もある。
- この一か月の対策の実績を基に、経済の早期の再生に向け、社会を構成する全員が今まで以上に一体感を持ち、可及的速やかに、感染を沈静化させ、医療の機能不全に陥る手前の状況から早期に脱却させることが求められる。なお、国民の幅広い理解と協力を得るためにも、全国の産業・雇用対策について、国は検討する必要がある。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

【評価及び課題】

- 緊急事態宣言発出後、一定程度の感染者の減少の効果があったと考えられる。一方で、未だ新規報告数の水準は高い、または医療の負荷が軽減されておらず、ステージⅢ相当の水準には至っていない。
- この地域では、年末頃より、若年者で感染者が急増し、その後、高齢者を含む各年齢層に感染が拡大していった。その結果、重症者数の増加につながり、一般の診療に対しても極めて深刻な影響が出ていた。今後も、しばらくの間は、重症者数の急激な減少は見込めない。
- したがって、感染者の減少を加速させるとともに、重症者対策を更に強力に行う必要がある。

【対策】

感染者の減少傾向を確かなものにするために、これまでの対策の更なる徹底を含め、以下7つの対策を確実に実行していく必要がある。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(1) 国民の行動変容を起こす国と都道府県が一丸となった情報発信

【現状の評価】

- 今回、緊急事態宣言を発出せざるを得ないほど感染拡大した原因の一つは、年末の忘年会などを控えるよう、国や自治体が繰り返し呼びかけたものの、人々にそのメッセージが十分には伝わらなかったことが挙げられる。しかし、緊急事態宣言発出後には、危機感が共有され、人々の行動変容につながったと考えられる。
- このことは、人々の理解と協力が、感染対策を進める上で極めて重要であることを示している。国及び都道府県は、これまでの対策の効果や課題について分析・評価を行い、情報発信する必要がある。

【個人や事業所、そして地域での基本的な感染対策の徹底】

- 国及び都道府県は、延長期間中に確実に感染拡大を抑え込む行動変容につなげるため、国民に対して、外出・移動の自粛を最優先することを明確に要請した上で、どうしても必要な外出・移動においては、三密及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」の回避などの基本的な感染対策の重要性を、再度、周知して頂きたい。
- その際、国及び都道府県は、若者等の行動変容をお願いするため、気が付かずに周囲の高齢者等へうつす恐れがあること、重症化する場合やいわゆる後遺症の報告があることも含めて、効果的なリスクコミュニケーションを様々なメディアを通じて呼びかけて頂きたい。
- 国及び都道府県は、これまで以上に、一体感のあるメッセージを出すと同時に、国民に範を示して頂きたい。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(2) 感染減少の加速に向けた対策の徹底

【現状の評価】

- 飲食店における営業時間の短縮は、一部には協力が得られない店もあったものの、多くの店には協力して頂いた。今後も営業時間の短縮の要請を継続していく必要がある。
- また、一部には業種別ガイドラインが不徹底の事業者も見られた。
- 夜間の人流は減っているが、昼間（特に土曜日、日曜日）の人流を減少することはできていない。

【対策の徹底】

- 都道府県は、国と連携し、不要不急の外出・移動（昼夜や平日・休日を問わずの外出や都道府県を跨ぐ移動、同じ都道府県内でも感染が拡大している地域への移動を含む）の自粛の要請を継続・徹底して頂きたい。国としても、国民に対し、継続して呼びかけて頂きたい。
- 都道府県は、国と連携し、飲食店に対して、引き続き、営業時間の短縮要請に応じて頂けるよう、個別に店舗を回るなど、きめの細かい働きかけを行って頂きたい。また、昼夜を問わず、店内での飲食の機会を減らすために、デリバリーやテイクアウトによる営業強化を飲食店に働きかけて頂きたい。国としても、事業者に対し、継続して呼びかけて頂きたい。
- 国及び都道府県は、事業者やその全国団体に対して、業種別ガイドラインの遵守の徹底を呼びかけて頂きたい。
- 国及び都道府県は、テレワーク等により「出勤者数の7割削減」を目指すことを継続して呼びかけて頂きたい。その上で、やむを得ず出勤する場合にも、職場では三密及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」を徹底的に回避するよう呼びかけて頂きたい。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(2) 感染減少の加速に向けた対策の徹底 (続き)

【対策の徹底】(続き)

- 国及び都道府県は、大学や高校に対して、部活動・サークル活動における感染リスクの高い活動の制限等についての学生等への注意喚起を徹底するよう再度呼びかけて頂きたい。また、卒業旅行や謝恩会についても控えるよう呼びかけて頂きたい。
- 都道府県は、国と連携し、変異株を特定するための監視体制を強化して頂きたい。具体的には、変異株を有する患者が一例でも発生した場合には積極的疫学調査を十分に行うことや、調査に係る都道府県を超えた連携を行うことを再度周知して頂きたい。
- 国は、既に確認されているものに限らず、新たに出現する変異株に関してのリスク評価を継続し、国民に対する的確かつ迅速な情報提供を含め、必要な対策を迅速に行って頂きたい。
- 国は、検疫で把握した各入国者の住所、滞在場所を含む質問票情報の自治体への迅速な提供を徹底することで、入国者からの感染伝播を最大限制御できるようにして頂きたい。

[Ⅱ] 解除が難しいと考えられる地域

(3) 高齢者施設での感染防止策の徹底

【現状の評価】

- 飲食店に対する営業時間の短縮要請などによる集中した対策の結果、飲食に伴うクラスターが減る一方で、高齢者施設でのクラスターが急増している。高齢者施設での感染は、直接、重症者及び死亡者の増加につながることから、クラスターの発生防止を早急に徹底する必要がある。
- 高齢者施設、特に長期入所型施設におけるクラスターは感染した職員から生じる傾向が多い。

【職員に対する定期的な検査の実施】

- 都道府県は、国と連携し、保健所の業務負担を増やさないよう配慮しながら、高齢者施設の職員が定期的に検査を受けられるよう支援して頂きたい。
- なお、都道府県は、国と連携し、高齢者施設において、発熱などの症状を有する者が確認された場合等には、迅速かつ簡便に利用できる抗原定性検査（簡易キット）を積極的に活用するよう周知を行って頂きたい。

【感染制御の強化】

- 都道府県は、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合に、その施設に対して、感染制御および業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるようにして頂きたい。国は、この体制整備に当たって、都道府県を強力に支援して頂きたい。

【対策チームの設置】

- 国は、「職員に対する定期的な検査の実施」及び「感染制御の強化」については、厚生労働大臣の下に、本対策の責任者を明確にし、対策チームを設置して、着実に実行して頂きたい。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(4) 病床・医療従事者の確保強化

【現状の評価】

- 地方分権の進んだ日本では医療提供体制構築の責任は基本的に都道府県にある。しかし、有事である現在の危機的状況を改善するには、国は、以下に示す都道府県の取組を支援するために、積極的に関与する必要がある。
- 具体的には、現在の医療提供体制の機能不全に陥る手前の状況から早期に脱却するために、国及び都道府県が、これまで以上に、医師会や病院団体等との強力で綿密な連携を通し、病床・医療従事者の確保を強力に行う必要がある。
- その際、国は、日本医師会、日本看護協会、各病院団体等の全国組織への働きかけを含め、都道府県の取組を個別具体的に支援する必要がある。
- なお、宿泊療養・自宅療養・自宅待機をしている患者での重症化も見られるため、これらの患者への支援を進めていく必要がある。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(4) 病床・医療従事者の確保強化（続き）

【病床の確保強化】

- 国及び都道府県は、医療機能に応じた役割分担として、具体的には、①新型コロナウイルス感染症の重症患者の受け入れ強化、②新型コロナウイルス感染症の対応に重点化する医療機関の整備、③軽快患者等のための後方支援病院の拡充、を進めて頂きたい。その際、都道府県は、新型コロナウイルス感染症以外の患者の診療体制とのバランスを考慮して決めていく必要がある。国は、後方支援病院に対する支援の拡充を図るなど、緊急に病床を確保できるよう支援して頂きたい。
- また、同時に、都道府県は、国と連携し、宿泊療養施設の確保も進めて頂きたい。
- なお、都道府県は、国と連携し、回復期や療養型の病院、高齢者施設に対して、退院基準を満たした要介護者を含む患者を積極的に受け入れるよう要請を行って頂きたい。
- 上記の対応によっても必要な機能や病床が確保できないと判断された場合には、都道府県は、臨時の医療施設（プレハブ又は既存の施設の利用）の開設も検討して頂きたい。国は、医師・看護師の派遣などを通して、臨時の医療施設の開設を支援して頂きたい。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(4) 病床・医療従事者の確保強化 (続き)

【医療従事者の確保強化】

- 国は、上記で確保された病床や宿泊療養施設で従事する医療従事者の確保のために、医療支援について既に実績がある外部の災害医療チーム（DMAT、JMAT、AMAT等）と協力して対応頂きたい。

【宿泊療養・自宅療養・自宅待機をしている患者への支援】

- 都道府県は、国と連携し、宿泊療養・自宅療養・自宅待機をしている患者について、時機を得た健康フォローアップ（巡回診療、往診、オンライン診療など）の地域医師会等への委託やパルスオキシメーターの貸与等自宅療養の環境整備を進めて頂きたい。
- 特に、都道府県は、健康フォローアップのかかりつけ医や地域の医療機関への委託等により、入院調整中の自宅待機をしている患者に対して、体調の変化があった場合に、かかりつけ医や地域の医療機関に相談を遠慮なく行うよう呼びかけを行って頂きたい。その際、かかりつけ医や地域の医療機関に対して、きめの細かい協力をするよう呼びかけて頂きたい。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(5) 入院・転院支援のためのコーディネート機能の強化

【現状の評価】

- 現在、特に都市部においては、重症患者をはじめ患者数が急増したことによって、入院調整や転院調整が進まず、医療現場の負担が増すとともに、病床活用の停滞要因となっている。

【入院調整】

- 既にいくつかの地域で実施され効果が上がっている方法であるが、都道府県は、入院調整を保健所だけに任せるのではなく、地域の実情に即した対策を講じ、例えば、臨床医を都道府県対策本部等の職員として任命し、夜間休日を含め広域調整も含む域内の入院調整を行う仕組みなどを早急に導入して頂きたい。国は、日本医師会、日本看護協会、各病院団体等と連携し、円滑に入院先を確保できるよう働きかけて頂きたい。

【転院調整】

- 都道府県は、感染症対策に関する協議会が作成した受け入れ可能な医療機関リストを地域の医療機関や保健所に提供するなど、地域の実情に適した具体的な転院の調整を行って頂きたい。国は、その取組を支援して頂きたい。

[Ⅱ] 解除が難しいと考えられる地域

(6) 自費検査の実態の見える化

【現状の評価】

- 現在、国民のニーズの高まりにより、民間が提供する自費検査の利用が増加している実態がある。
- 自費検査として多くの検査が実施されているが、保健所が、陽性者数は把握できても、検査数が把握できていないことから、PCR陽性率が正確に把握できないなど、感染状況の評価に支障をきたしている。
- 更に、精度管理が必ずしも実施されていないことや、特に医師が関与していない自費検査を提供する施設（自費検査施設）が陽性疑いの者を医療機関の受診につなげないこともある。このために保健所に報告されず、積極的疫学調査などの重要な対応が行われないなどの問題が生じている。

【自費検査施設に対する国の関与】

- 国は、自費検査施設に対して、精度管理の実施を促すとともに、自費検査で陽性者が出た場合には医療機関の受診に確実につなげることで保健所への届出がなされる仕組みを構築するよう検討して頂きたい。
- 国は、PCR検査等の精度管理に関する厚生労働省委託事業を参考にして、自費検査施設における精度管理を行って頂きたい。
- 国は、上記の要件を満たした自費検査施設を厚生労働省のウェブサイト上で公表し、国民がこのような自費検査施設を適切に利用するよう促して頂きたい。
- その上で、国は、自費検査施設に対して、陽性者数及び検査数を都道府県及び国に報告する仕組みを構築して頂きたい。

[Ⅱ]解除が難しいと考えられる地域

(7) 重症者予防のため治療法の普及

【現状の評価】

- 高齢者施設などで感染が拡大しつつある中、重症化リスクの高い患者の数が増加している。
- 一部の医療機関では、これまで一年以上、多くの新型コロナウイルス感染症患者の治療を行ってきた結果、有効な治療法が確立しつつある。

【有効な治療法の普及】

- 国は、国立国際医療研究センターなどがある程度有効であると判断した重症患者等の治療の方法について、国内の医療機関に周知・普及を図って頂きたい。

【重症化マーカーの活用】

- 国は、重症化リスク及びその予兆を早期に探知し、治療につなげるため、可及的速やかに重症化マーカーを臨床現場で活用できるよう、積極的に後押しして頂きたい。

[Ⅲ]解除可能と考えられる地域

【評価及び課題】

- 「解除可能と考えられる地域」については、これまでの対策の効果があったことから、総合的に判断しステージⅢ相当になったと判断される。さらに、感染の状況及び病床の逼迫の状況も改善傾向が明らかである。
- この改善傾向が継続されれば、ステージⅡ相当となることが見込める。
- その際、都道府県は、感染の水準を可能な限り低く維持していくために、必要な対策を維持する必要がある。

【対策】

- これまで緊急事態宣言下で行ってきた対策については、解除後は段階的に緩和していくこととなるが、ステージⅡ相当となるまで必要な対策を続けていく必要がある。その際、都道府県は、感染の再拡大が生じないよう、対策を徹底して頂きたい。
- また、都道府県は、隠れた感染源の存在を確認し、予兆を早期に探知するため、歓楽街などの感染リスクの高い地域を中心に、幅広くPCR等検査を実施して頂きたい。
- なお、上記の「解除が難しいと考えられる地域」に示した7つの対策の中でも、実施が必要な対策については、「解除可能と考えられる地域」においても、必要に応じて、実施して頂きたい。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、職場への出勤回避等に関する取組について更なる徹底をお願いするものです。

事務連絡

令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

テレワーク等の徹底について

平素より大変お世話になっております。

テレワークについては、1月13日に各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワークの推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワークの実施を呼びかけていただいたところです。

昨日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。今回の基本的対処方針の変更においては、従来の取組を継続、徹底することとされましたが、テレワーク等については出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。また、特定都道府県に所在する団体や企業については、テレワーク等の実施状況を把握し、状況に応じて更なる取組の徹底を依頼する等の積極的な取組をお願いします。

上記周知や働きかけを行うに当たっては、可能な限り広範囲に、かつ、効率的に行うため、各府省庁の出先機関を活用することをご検討願います。

また、テレワークの実施状況等に関する国や地方公共団体等による調査等が行われた場合には、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等においては、当該調査等に極力協力していただくよう、あわせて依頼願います。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp